

議員派遣行政視察報告書

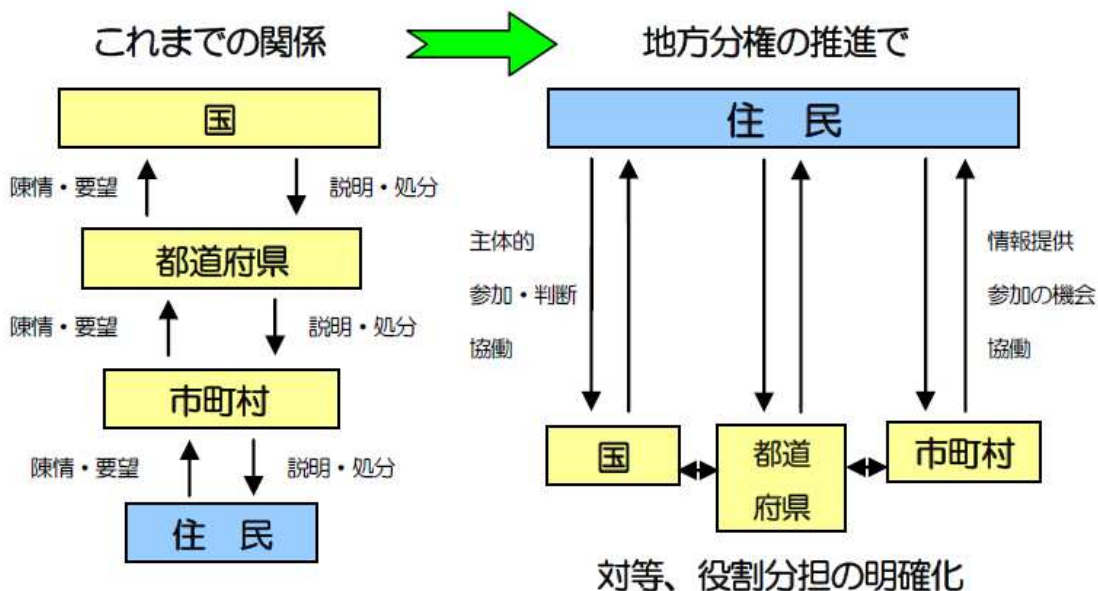
- ・ 視察期間 平成29年2月8日（水）～平成29年2月9日（木） 1泊2日
- ・ 視察先 長野市 都市内分権について
上田市 地域内分権および総合支所制について
- ・ 視察議員 山 田 ますと

はじめに、

今回の行政視察は、西宮市役所にとりましても、少子高齢化など、社会情勢の変化に伴い、複雑化する住民ニーズへの対応のため、地域と行政が協働して諸課題を解決する体制づくりが必要になってきました。地域行政においては、縦割りの弊害が如実に現われ、いくつもの地域支援策が反対に地域の負担になりかねない状態です。

本庁においては、支所機能がないことから、地域と行政との関係性が薄く、地域の実態が把握できていないという課題があります。

新たな地域行政のあり方を模索する新年度重要テーマの一つであることから、市民協働推進課の松野係長さんに同行いただきました。

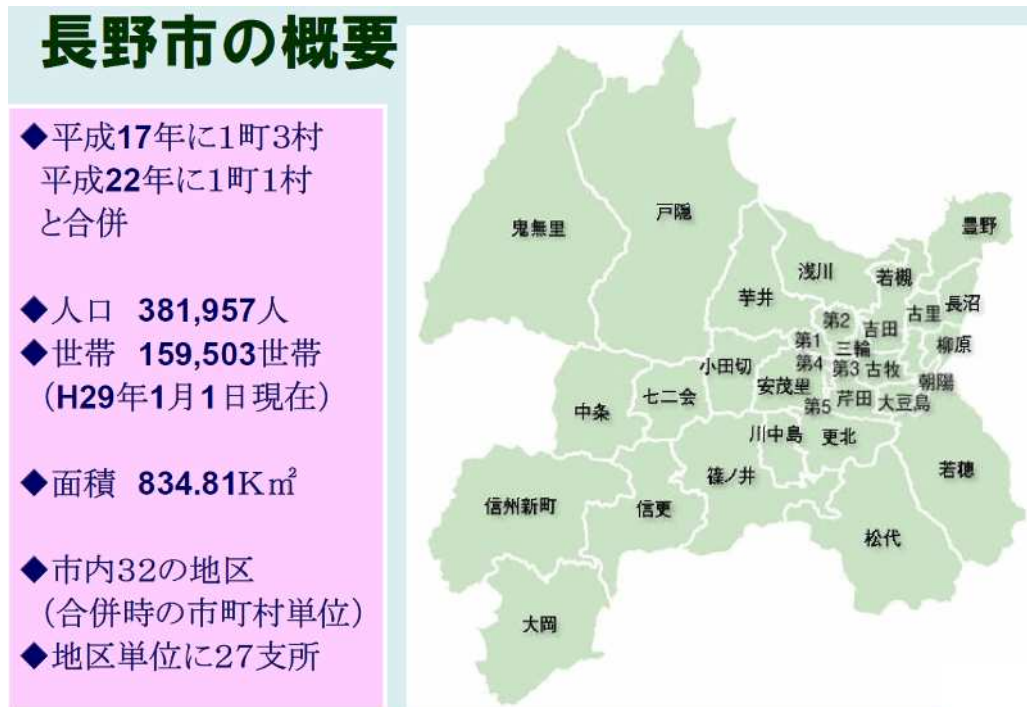


平成 29 年 2 月 8 日（水）

13:30～16:30

面談者：長野市市民生活部地域活動支援課

長野県長野市行政視察報告



(出典：長野市役所 地域活動支援課)



(出典：長野市役所 地域活動支援課)

コミュニティへの分権

- ・ 26地区に各種団体、住民等で構成する住民自治協議会を設置できる
- ・ 市長の諮問機関として住民自治協議会の代表者等で構成する地域会議を設置

市役所内での分権

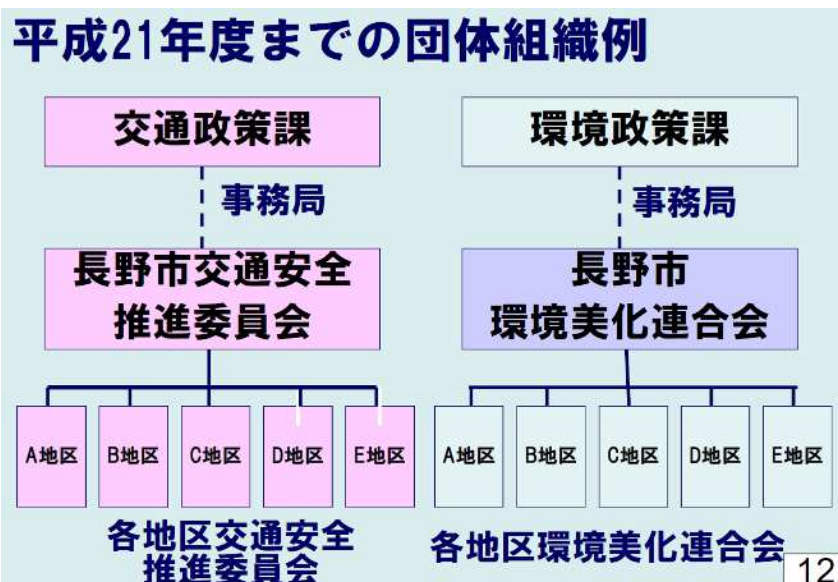
- ・ 各支所へ地区活動支援担当職員を配置
- ・ 本庁の権限を分散し、地域総合事務所を設置

6

(出典：長野市役所 地域活動支援課)

| 廃止した市連合組織 | 廃止した委嘱制度 |
|---|--|
| 区長会連合会 交通安全推進委員会 保健補導員会連合会 環境美化連合会 地域公民館連絡協議会 少年育成委員会 青少年育成市民会議 子ども会育成連絡協議会 人権同和教育促進連絡協議会 | 区長 交通安全推進委員 交通安全母の会連合会 理事・代議員 高齢者交通安全推進員 男女共同参画市民推進員 保健補導員 環境美化推進員 青少年健全育成指導員 少年育成委員 人権同和教育指導員 |

(出典：長野市役所 地域活動支援課)



(出典：長野市役所 地域活動支援課)

- 市が主導して設置した団体・委嘱制度の廃止
- 依頼事務の見直し

(出典：長野市役所 地域活動支援課)

一支所一モデル事業

①

1 背景

各地区における「まちづくり活動」、「地域おこし活動」は、住民自治協議会が主体となり、市が協働して実施、地区毎に自由な発想で、活動を展開し、広がりを見せている。

しかしながら、今後の人口減少問題は、各地区において、活動する様々な分野で、影響が生じてくることが考えられる。

そこで、「交流人口の増加」「特色ある地域づくり」などの課題解決には、これまでのように全市的画一的な手法だけでなく、支所を単位とした地区毎に、より効果的な手法を考え、実践していくことが必要なことから、市と協働し地域毎事業を住民自治協議会などが実施する。

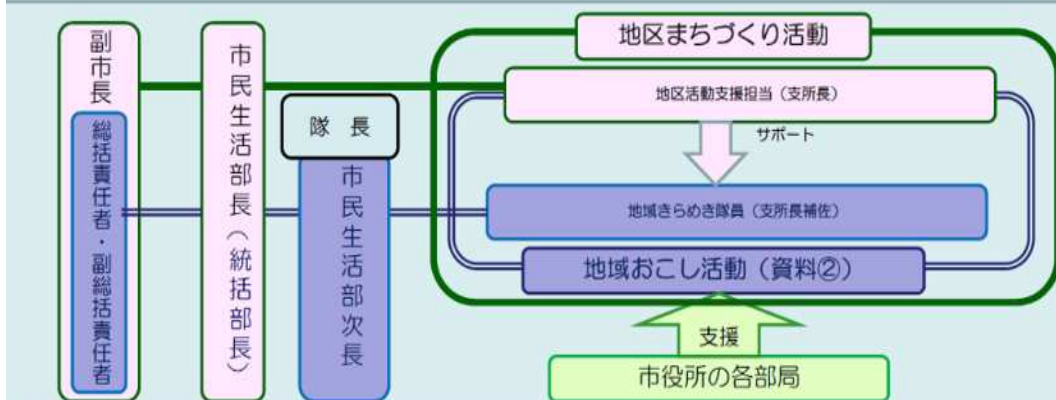
2 各事業について

地区毎に抱える異なった課題について、地域の実情に、最も詳しい支所長が地域の方と協議し、発案した地域の課題や活性化に資するモデル事業を、本年度から3カ年事業として実施。

- ◆地域の農産物の加工品の開発と販売
- ◆空き家の調査・活用
- ◆子育てルームの開設
- ◆荒廃農地の活用
- など

(出典：長野市役所 地域活動支援課)

地域きらめき隊の編制および地区活動支援担当との関係



地区まちづくり活動とは(地区活動支援担当制度実施要綱)

- 住民と行政がそれぞれ主体となり、又は協働して地区の課題を解決し、もって地区の住民の福祉の増進となる活動
- (1) 住民自治協議会等と相談又は協議をしながら、地区まちづくり活動について企画又は立案をすること。
 - (2) 地区まちづくり活動について、相談、助言、情報提供等の支援を行うこと。
 - (3) 地区まちづくり活動について、事業を実施する担当課と連携又は調整をし、当該担当課とともに事業の進捗を管理すること。
 - (4) 市から地区の住民に依頼、協議等を必要とする事務事業について、住民自治協議会等との連絡調整に関する事。
 - (5) 都市内分権に関する地区の住民の理解の増進に関する事。
 - (6) 地域きらめき隊の活動に関する事。
 - (7) その他地区まちづくり活動を推進するために市長が必要と認める事項

(出典：長野市役所 地域活動支援課)

1.長野市が推進する「都市内分権」を実現させる手法について

【支所職員などの支援】

- ・支所長が地区活動支援担当として、地区のまちづくり活動の支援をする（各会議へ参加し助言・調整、住民自治協議会と市関係課との調整など）
- ・本年度から支所長補佐が「地域きらめき隊」として、地区の課題解決や地域資源の発掘・活用など、地域住民の主体的な活動を促し、住民団体等と共に考え、協働し実践する業務を追加した。

【住民が地域での課題解決等進める為の資金援助】

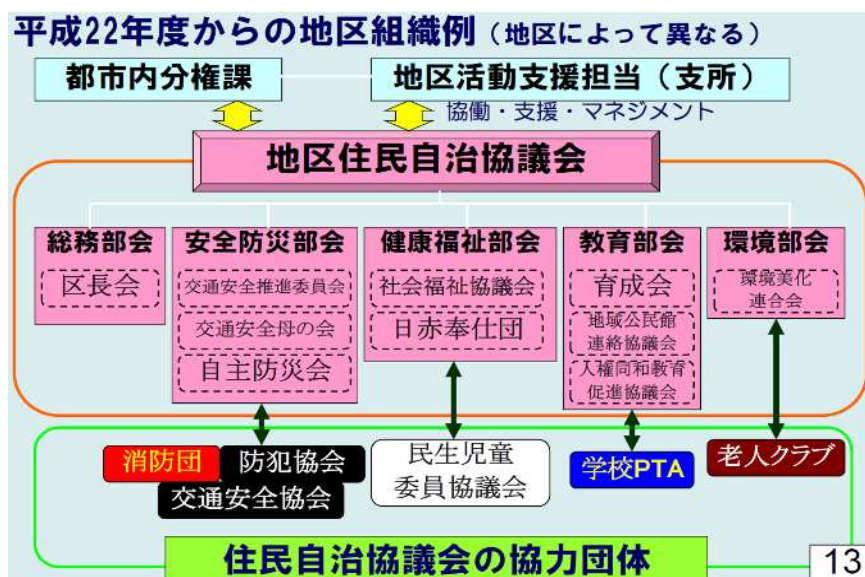
- ・住民自治協議会の活動経費への支援「地域いきいき運営交付金」
- ・地域課題の解決のため資金の援助の為、提案型補助金「地域やる気支援補助」
- ・地区内の課題解決の為、地域内団体へ「支所発地域力向上支援金」を補助

2.住民自治協議会について

【住民自治協議会の組織について】

地区の特性を生かした活動を総合的に行う住民主体の自治組織。
 設立時に廃止した市全体の区長連合会（＝自治会）に参加していた各種団体組織を基に、住民自治協議会の中で各種部会を構成している。
 各種団体は、廃止・統合され部会となっていたり、存続して部会に組み込まれていたりと様々である。
 構成員の選任方法は各住民自治協議会により様々である。
 年齢構成は、調査していないため不明（主要役員は、ほとんど65歳以上）
 議員は、各住民自治協議会の顧問や相談役となっている。

組織図参照



（出典：長野市役所 地域活動支援課）

3. 住民自治協議会の協議テーマについて

地区ごとに課題は様々であり、テーマ設定は地区の実情に応じて各地区の住民自治協議会で行っている。

例えば、中山間地域…高齢化対策、空き家対策、移住促進など
 その他…観光対策、人口減少対策、人材育成 など

4. 財政面の支援について、補助金等の財源について

【財政面での支援】

既存団体の廃止に伴う市補助金の代替

- ・地域いきいき運営交付金 H28 年度予算額 : 370,909 千円
- ・地域やる気支援補助金 // : 9,000 千円
- ・やまざと支援交付金(中山間地域 13 地区対象) : 32,400 千円
 (今年度のみ国の地方創生加速化交付金を一部活用)
- ・地域間交流補助金 (住自協相互の連携・交流事業) : 4,200 千円
 (今年度のみ国の地方創生加速化交付金を一部活用)

◆住民自治協議会の活動財源について

市の補助金など (67.4%) 地区からの負担金 (17.1%) が主。
 (広告収入、バザーなどの売上等事業収入は 1.5%)

5. 各々役割・人数・年齢構成、異動の頻度について

- ・地区活動支援担当者・支所長・地区担当職員・地域活性化推進員
 (下表のとおり)

| 職 | 役割 | 人数 | 年齢構成 | 異動の頻度 |
|---|-----------------------------------|----------------------|------|--------|
| 地域活動支援課 (都市内分権担当) | 支所・住民自治協議会との連絡調整総括 | 22うち正規15 (7うち正規5) | — | 2～4年 |
| 地区活動支援担当者 (支所長＋地域活動支援課長＋地区担当職員) | 担当地区の住民自治協議会に対する活動支援・連絡調整 | 33 | — | 2～3年 |
| 支所長 | 支所の総括 | 27 | — | 2～3年 |
| 地区担当職員 | 支所のない第一～第五地区の住民自治協議会に対する活動支援・連絡調整 | 5 (第一～第五) | — | 2～4年 |
| 地域きらめき隊(支所補佐等) ＋隊長(次長) H28年度から支所長補佐の業務として付与 | 地域課題の解決や地域活性化を進める住民主体の活動の支援 | 28+1 | — | 2年 |
| 地域活性化推進員 | 中山間地域(13地区)の課題解決に向けた公益事業の具体的業務実施 | 14(2人雇用 1地区) | — | 住自協が雇用 |

6. 職員地区サポートチームについて

制度創設当初から職員の自主的参加を求めた為、参加者が少ない。また住自協側も具体的に

何を依頼すればよいのかわからないことが多く、見直す必要がある。

7. 人材の発掘・育成について、各々（地域人材と職員）の取組みについて

【地域人材について】

市立公民館事業の中で「地域力向上事業」として、ボランティアや地域の特色を指導するリーダー養成を実施している。

住民自治協議会は、様々な事業を実施する中で、人材の発掘・育成に務めているが、現役世代は子育てや仕事などが多忙で各地区とも人材不足を抱えている。

【職員について】

住民自治協議会の職員については、地域の中で募集、地区内で集まらない場合はハローワークや人材派遣会社から紹介してもらっているケースが一部であるが出ている。

8. 都市内分権（課）と支所との連携について

必要に応じ、随時、支所と連絡を取り合い、各種事業を実施している。

また、月1回、支所長（支所のない地区の地区活動支援担当者も含め）会議を開催し、その中で庁内の各課から必要の事項や地区への依頼事項などについて説明している。

支所のない、中心市街地の第1～第5地区に関しては、地域活動支援課で5人の地区活動支援の配置を行い、支所と同様に住民自治協議会等の地区団体の会議など出席し、地区で依頼事項などについて説明している。

9. 支所長権限の強化と支所機能の充実について

【支所長権限の強化】

支所長は各地区の村長であるとの意識改革を促している。

支所長の権限強化の一環として、地区の団体が行う地域活性化や課題解決に向けた活動に対し支援する「支所発地域力向上支援金」（1地区50万円）をH26年度から創設した。

また、今年度から新たに支所長補佐を「地域きらめき隊員」として任命し、地域毎に異なる地域課題の解決や地域資源の活用による活性化などに向け、地域に出向き、埋もれている人材や資源を掘り起こす中、地域団体と協働しながら活動を行っている。

10. まちづくり計画の策定について

現在策定している地区は32地区中8地区、策定中は1地区となっている。

なお、全地区で「地域福祉活動計画」を策定しており、まちづくり計画を地域福祉活動計画と同一の計画としているところも4地区ある。

11. 各々交付金、補助金について

◆地域いきいき運営交付金

地区が用途を決定することにより、住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な取組を支援

32地区総額 2億9,409万1千円…H26年度

◆**人件費** 1地区あたり190万円の事務局職員の人件費を含む（世帯の多い地区へは10～30万円を加算）→事業費として使用することが可能

◆**積立金** あらかじめ事業計画を定める

◆**繰越金** 当該年度交付金の3割以内

住民自治協議会の運営、活動など、できるだけ用途を限定しない一括交付金

17

（出典：長野市役所 地域活動支援課）

◆地域やる気支援補助金

住民自治協議会からの事業提案を受けて、補助対象事業を決定

H28年度予算総額 900万円…1地区70万円上限

◆**補助率** 事業実施に要する費用の内8/10以内（新規・継続2年目）、継続3年目は6/10以内

◆**選考委員会** 審議会委員4名＋市民生活部長

| | 申請 | | | 採択 | | |
|--------|----|----|-----------|----|----|---------|
| | 地区 | 事業 | 金額 | 地区 | 事業 | 金額 |
| 平成22年度 | 18 | 32 | 1,608万円 | 15 | 18 | 979万円 |
| 平成23年度 | 16 | 22 | 1,104万9千円 | 13 | 18 | 986万8千円 |
| 平成24年度 | 17 | 18 | 1,248万7千円 | 14 | 14 | 986万7千円 |
| 平成25年度 | 17 | 19 | 1,232万2千円 | 14 | 16 | 943万9千円 |
| 平成26年度 | 13 | 15 | 959万5千円 | 13 | 13 | 887万3千円 |
| 平成27年度 | 18 | 20 | 1,061万8千円 | 16 | 17 | 878万4千円 |

21

//

（出典：長野市役所 地域活動支援課）

◆ やまざと支援交付金

内容：住民自治協議会が行う中山間地域特有の課題を解決するための事業に対し交付する補助金

対象：中山間地域が属する地区の住民自治協議会（13地区）

上限額：事業に対する経費…100万円

（草刈や支障木の伐採、除雪、野鼠駆除など）

地域活性化推進員の雇用に対する経費…120万円

（両経費を合算し180万円が上限）

H27実績：23,043,396円（全13地区）

**◆住民自治協議会自立支援
（事務局長雇用経費）補助金**

住民自治協議会の自立促進及び活動の継続性を担保するため、事務局の充実が欠かせないことから、事務局長を雇用する経費の一部を補助

1地区 120万円上限（賃金や労働保険料等）

◆補助率 10/10（全額概算払い）
 ◆試行 平成24～25年度で、業務内容、勤務時間を検証
 ◆雇用地区 全32地区で事務局長を雇用（平成26年5月1日現在）

↓
 ・事務局職員の業務を担う
 ・業務内容・勤務時間がバラバラ
 ・実際の勤務時間と異なる給料

さらに1年間の試行

20

（出典：長野市役所 地域活動支援課）

1.2. 都市内分権を推進する上で、現状の問題点や課題について

◆【住民自治協議会について】

「役員のみならず、人材不足」

特に、中山間地域などでは、若者の都市部への流失が続き、高齢化率が高く（50%を超える地区もある）、規模も小さい所（人口が1,000人を割ったところも）あるなど人材の育成・発掘が困難となっている地区もある。

◆「住民自治協議会の負担増」について

住民自治協議会の事務局長については、市からの「いきいき運営交付金」の中で、事務局長人件費を（年間120万円）基に雇用している。勤務形態は、曜日指定もしくは勤務時間指定。しかし、ほぼ常勤の状態となっており、サービス残業が生じている。

加えて、組織の性格上、夜間の会議開催や土日の催事参加が不可欠であり、勤務が無償ボランティア化している。今後、事務局長のみならず、役員がいなくなるのではないかと懸念をもっているところもあり、事務局の人件費の増額を要望している地区もある。

市が住民自治協議会を対象とした新たな補助事業等を行う場合、事務費を補助額に含めておらず、住民自治協議会が新規の事業を行えば行うほど事務局（事務局長）に負荷がかかっている。市の下請け団体ではない、これ以上お金をもらってもできる人員がないとの意見もある。

◆「補助金の透明性」について

補助金の管理使途の透明性を担保するために、法人格取得を検討する必要があると感じている。

◆「支所の事務量規模の格差是正」について

複数の支所を束ねる『地域総合事務所』については、支所が無くなることへの反対が強く実現できていないが、人材不足も顕在化し、支所規模・事務量の格差是正のため、再検討が必要だと考える。

1.3. 都市内分権へのNPO団体の関わりについて

地区内のNPOなどが、地域課題の解決や地域資源の活用などの分野において、コミュニテ

イビジネスを進めているところもある。

また、農地法の関係で法人格を持たない住民自治協議会が市民菜園を開設できないため、NPO 法人（一般社団法人）を別組織として立ち上げ、遊休農地を活用した市民菜園を開設しているところもある。

補助金の申請や融資など法人格が必要となるため、住民自治協議会が直接 NPO 法人となった場合もある（現在公示中）。

1 4. 市から地域への情報伝達の方法やルートについてお聞かせください。

例) 市主催イベント等の広報、パブリックコメントのお知らせなど

基本的な依頼事項（イベントのお知らせ、パブリックコメントなど）は、月 1 回開催の支所長（地区活動支援担当者）会議で支所から地域や住民自治協議会へ周知する。

直接住民自治協議会に関係する事項（調査依頼、制度変更など）については、支所長会議で協議の上、2か月に 1 回開催される住民自治連絡協議会理事会で協議する。

新規依頼事項や、重要事項などは、必要に応じ、各地区で開催される住民自治協議会の会議等において、直接説明や依頼など行う。

緊急時は、関係する住民自治協議会に直接お願いする場合もある。

1 5. 各種団体に関する見直し（依頼事務・補助金の見直し、統廃合）において、苦労した点について

既存団体が統廃合されることに対する反発等があったが、区長会が解散することに 同意したことに伴い、他の団体などが統廃合に同意した。

補助金については、既存の補助金をまとめた金額を担保し、一括交付金化し、その使い道については、住民主体で決定していくよう促すことで反発等は少なかった。

今まで各種団体に依頼していた事務については、必須事務と選択事務とに分けるため 各課からの案に基づき代表者会で素案を作り、協議しながら決定したことで大きな 問題は生じなかった。

1 6. 「都市内分権」担当職員以外の職員について、制度がスタートする以前と以後で市民との協働に関する意識の変化が見られたかどうか、また、職員の意識改革に効果的な研修等（地域づくりコーディネート能力の育成など）について

様々な職員研修の機会を捉え、継続的に都市内分権の研修を実施している。

業務を行う上で、住民や住民自治協議会に安易に依頼や要請を行うのではなく、住民側の負担軽減や必要性について、十分に検討すべきであることを職員が意識するように徐々に変化してきている。

なお、市民との協働については、平成 26 年度に「協働推進のための基本方針」を当時の市民活動支援課（現在は、地域活動支援担当）で、平成 15 年に策定した「市民公益活動促進のための基本方針」を改定し、各所属で情報の共有をお願いしている。

平成 29 年 2 月 9 日（木）
10:00～12:00
面談者：上田市市民参加協働部市民参加協働・推進課

長野県上田市行政視察報告

1. 上田市の概要及び地域自治センターについて、

地域自治センターの設置

(根拠：上田市地域自治センター条例)



地域協議会の設置



2. 地域の個性や特性が活かされたまちづくりを実現させるための手法について

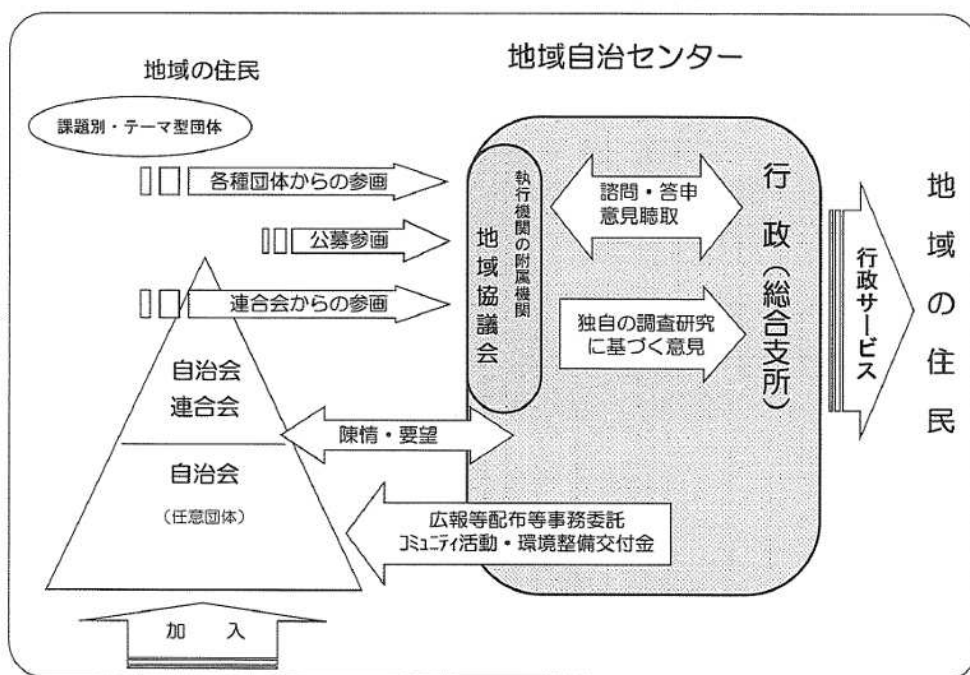
地域内分権 確立までの流れ (STAGE)



(出典：上田市役所 市民参加協働推進課)

3. 「地域協議会」について
市の附属機関としての位置づけ

地域協議会と自治会、行政との関係



自治会組織と地域協議会

自治会の役割

- | | |
|----------|--------------------|
| 【親睦機能】 | ・ 運動会、祭礼、慶弔等 |
| 【共同防衛機能】 | ・ 防火、防犯、交通安全等 |
| 【環境整備機能】 | ・ 側溝、街灯、道路等の管理、清掃等 |
| 【行政補完機能】 | ・ 行政連絡の伝達、保険、募金協力等 |
| 【要望提出機能】 | ・ 行政への陳情、要望等 |
| 【その他の機能】 | ・ 社会教育機能 |
| | ・ 地域内調整機能 |
| | ・ 地域代表機能 |
| | ・ 地域福祉機能など |

地域協議会の役割

- | | |
|-----------|---|
| 【諮問・答申事項】 | ・ 新市建設計画の変更に関する事 ・ 総合計画の地域計画の策定等に関する事 ・ その他市長が必要と認める事項。 |
| 【意見書提出事項】 | ・ 合併協定項目の変更等に関する事 ・ 重要な公共施設の設置、廃止に関する事 ・ 地域振興事業基金の活用に関する事等 ・ その他、市長が必要と認める事項 |

定数 20人以内
任期 2年
再任 最長6年まで

(出典：上田市役所 市民参加協働推進課)

地域協議会の任務等は

地域協議会は、市長その他の市の機関の求めに応じて審議し、また、自ら意見を述べるすることができます。

- 1 協議会は、対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関の求めに応じて審議します。
- 2 協議会は、対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べるすることができます。
- 3 協議会は、対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行ないます。
- 4 市長等は、対象地区に係る市の施策の重要事項を決定又は変更しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聞きます。
- 5 市長等は、3の規定により協議会からの意見の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な措置を講じます。

(出典：上田市役所 市民参加協働推進課)

市長等が諮問や意見などを聞く具体的な事項は

- 1 市長等の諮問に応じて審議する事項
 - ① 新市建設計画の変更に関する事項
 - ② 基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項
 - ③ 特に必要と認める事項
- 2 市長等が協議会の意見を聞く事項
 - ① 合併協定書の合意事項の見直しに関する事項
 - ② 公共施設の設置、又は廃止に関する事項
 - ③ 地域振興事業基金の活用に関する事項
 - ④ 特に必要と認める事項
- 3 協議会が自ら意見を述べる事項
 - ① 地域づくりに関する事項
 - ② 行政との協働に関する事項等
- 4 調査研究する事項
 - ① 住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項

地域協議会の組織構成、委員の条件などは

当該地域に在住する公共的団体から推薦された者、学識を有する者、公募により応募した者などの中から市長が選任し、20人以内で構成されます。委員の任期は2年で、再任は可能ですが6年を超えて再任されません。会長、副会長は、委員の互選により選任されます。

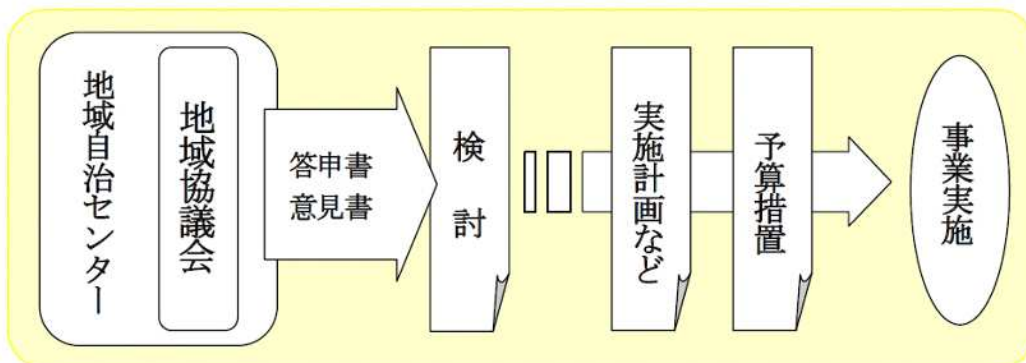
委員の選任は、地域住民の多様な意見が適切に反映されるよう選出団体に配慮します。また、女性登用率の目標を40%以上とします。

- 1 委員20人以内で組織します。うち、公募による委員は、2人程度とします。
- 2 女性の委員は、原則として40%以上の登用を目標とします。
- 3 原則として、地域協議会の対象区域に住所を有することが必要です。
- 4 委員は、市長が選任しますが、対象区域の多様な意見が適切に反映されるように配慮します。
- 5 報酬を支給します。

(出典：上田市役所 市民参加協働推進課)

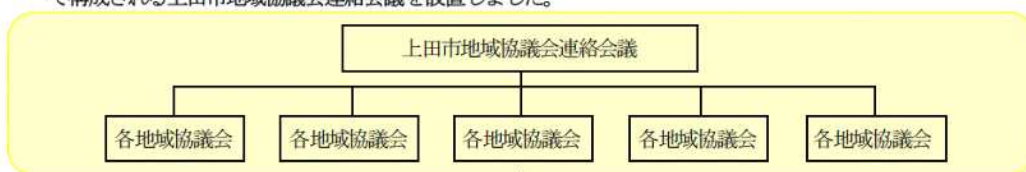
意見等の反映の仕組みは

地域協議会でまとめられた答申書、意見書等については、必要に応じ実施計画、予算等に反映され実施に移されます。



上田市全体の発展のために

各地域協議会における共通事項の全体調整や情報の共有を図るため、それぞれの地域協議会の代表者等で構成される上田市地域協議会連絡会議を設置しました。

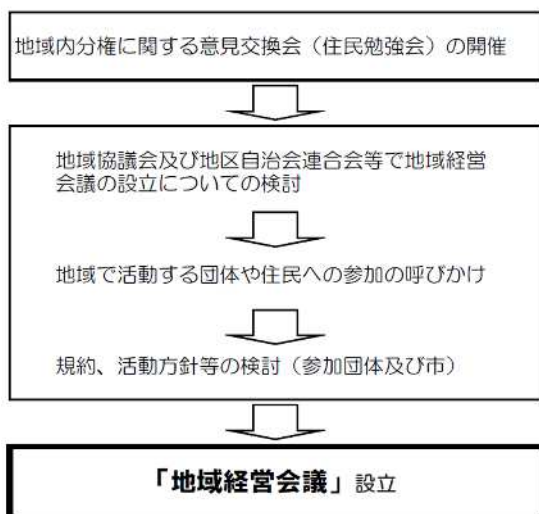


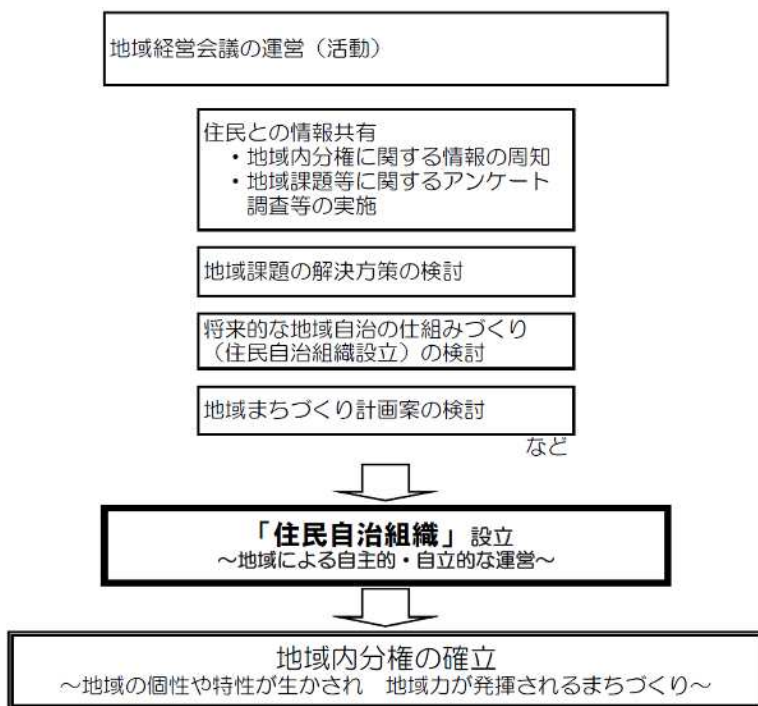
(出典：上田市役所 市民参加協働推進課)

4. 「地域経営会議」について

新たな住民自治の仕組み（住民自治組織の設立）の準備過程

地域内分権確立に向けたフロー





（出典：上田市役所 市民参加協働推進課）

自治会や各種団体等が連携・協力して地域の身近なまちづくりを主体的に進める「**新たな住民自治の仕組み**」の構築を見据えて、まずは地域住民と市との話し合いの場となる「**地域経営会議**」を地域において設立いただきたいと考えています。

また、地域経営会議の組織構成や取組等については、地域の特性や実情に応じて御検討いただきたいと考えています。

1 地域経営会議とは

地域経営会議は、地域協議会（公民館）の設置範囲の中で、住民と市が一堂に会し、**地域の課題解決や将来的な住民自治のあり方（組織づくりや地域まちづくり計画等）**などについて話し合う**任意の組織**です。

2 設立の目的

地域内分権の最終的な姿は、単一の自治会を超えた地域的なつながりのある一定の範囲（地域協議会や地区自治会連合会、小学校通学区など）の中で、地域で活動している自治会や各種団体等の皆さんが集まり、**地域の課題解決策や地域振興策などについて自ら決定し、地域の特長を生かしながら自主的・自立的に取り組む、まさに住民主体による住民自治**を目指しています。

こうした取組に多くの住民の皆さんが参加、参画し、**地域の実情に見合った活動を展開することで、より住民満足度が高まり、質の高いまちづくりが行われるもの**と考えています。市も住民の皆さんの取組を積極的に支援します。

住民の皆さんがまちづくりの主役となる「**新たな住民自治の仕組み**」は一朝一夕にできるものではなく、**一つ一つ段階を踏んで地域における機運の醸成を図りながら着実に進めていく**必要があります。

このため、まずは**第一段階**として、地域協議会の設置区域において、地域住民の代表者（自治会役員・地域協議会委員・各種団体役員等）が集まり、市の職員とともに**地域の自治のあり方等を考える場**となる「**地域経営会議**」を地域において設立いただくものです。

（1）構成員例

- ア 地域協議会委員
- イ 自治会役員（自治会長や地区自治連代表者など）
- ウ 地域で活動する団体の役員
- エ 地域住民（公募、推薦等）

地域経営会議設立後は、新たな団体等に参加を求めるなど必要に応じて組織構成を見直すものとします。

地域経営会議の運営については、市（地域自治センター等）が事務局となり、資料作成や情報提供などを行います。必要に応じて関係部局も加わります。

（2）構成人数等

会議を円滑に進めるため、20人～30人程度が相応しいと考えますが、**人数は一律に定めません**ので、地域の皆さんで決めていただきます。また、女性の参画も考慮して選考をお願いします。

（3）役員

役員は次のとおりとし、**構成団体等の互選により選出**することとします。

- ・正副代表者
- ・部会（分科会）が設置された場合は部会（分科会）代表者
- ・その他必要な職

（4）役員等の任期

役員及び委員の任期は原則として**複数年**とし、再任は妨げません。

（出典：上田市役所 市民参加協働推進課）

取組内容（役割）

（１）地域内の取組や課題の情報共有

まずは**お互いの情報を交換**します。それぞれの団体等が取り組んでいる内容や取り組み上での悩みや問題点などを出し合い、それぞれの団体等の現状を知るとともに、**必要に応じて各種団体等が相互に連携・協力することを確認**し合います。

（例）

- ① 地域協議会…現在の研究事項、過去の提言事項の報告等
- ② 自治会（地区自治連）…現在の取組事項や地域の課題等の報告、わがまち魅力アップ応援事業実施報告等
- ③ 市民団体…現在の取組事項や団体の課題等の報告、わがまち魅力アップ応援事業実施報告等
- ④ 市…地域での施策状況や助成事業など各種情報提供等

（２）地域の課題解決等の検討

（１）などで出された地域の**さまざまな課題の解決策について、地域経営会議の場で話し合い**、各団体等の取組につなげます。

（３）住民参加と広報活動

地域経営会議の取組を住民の皆さんに知っていただくことにより、多くの皆さんがまちづくりに参加しやすい体制をつくるのが大切です。

このため、広報紙やインターネット等を活用して**活動状況を住民の皆さんに定期的に周知し、理解と協力を求めます**。また、住民の皆さんに地域の課題把握や課題解決策の提案等を募るためアンケート調査を行い、多くの住民の皆さんがまちづくりに参加しやすい環境をつくります。

（４）将来的な住民自治の仕組みづくり（住民自治組織の設立）の検討

「地域経営会議」は将来的には住民の皆さんで構成する「住民自治組織」へと発展していく初期段階のものです。

「地域経営会議」による取組が展開されていく中で、将来のまちづくりを見据え、自治会や各種団体が連携・協力して自らの判断と責任でまちづくりを進めることができる**「新たな住民自治の仕組み(住民自治組織の設立)」のあり方について検討**します。

具体的には、「住民自治組織」の設立に向けて、活動区域、組織名称、組織構成、運営方法、規約等について検討します。

（出典：上田市役所 市民参加協働推進課）

新たな住民自治の仕組みづくり（住民自治組織）について

（１）新たな住民自治組織とは

地域協議会や地区自治会連合会、小学校通学区など地域コミュニティの一定のまとまりの範囲で、自治会や各種市民活動団体等が連携・協力し合い、単一の自治会や団体では解決できない地域の身近な課題の解決や、地域の個性や特性を生かしたまちづくりを自らの判断と責任の下で取り組む組織（仕組み）です。

（２）住民自治組織で行う事業等（例）

住民自治組織では次のような取組を想定しています。

ア 単一自治会の枠を超えた地域課題の解決や地域振興に資する事業

※現在取り組んでいる事業（祭りやイベント等）の拡充を含む。

イ 単一の自治会や団体が実施する事業で、地域まちづくり計画に搭載する事業

※現在取り組んでいる事業（わがまち魅力アップ応援事業等）を含む。

ウ 各自治会で行っている業務のうち、広域的に行うことにより効率的に進めることが可能な業務

※市配布物の仕分け、市交付金や補助金の申請、市が委嘱する委員等の推薦など

エ 市が行っている業務のうち、住民が主体となって行うことにより効率的に進めることが可能な業務

※地域で行うことができる簡易な土木や土地改良工事 等

「住民自治組織」への市の関わり

市では住民の皆さんの自主的・主体的な運営に対して次のような支援を行います。

ア 地域担当職員の配置

住民自治組織の運営や活動の支援など地域の皆様の主体的な取組に対するきめ細かな相談や情報提供を行うほか、市とのパイプ役として他部局への仲介や調整など地域と行政を密接につなげる役割を担う「地域担当職員」を地域自治センター等に配置します。

イ 財政支援

市では住民自治組織に対して用途を地域で決定していただく「（仮称）地域づくり交付金」の導入を検討しています。

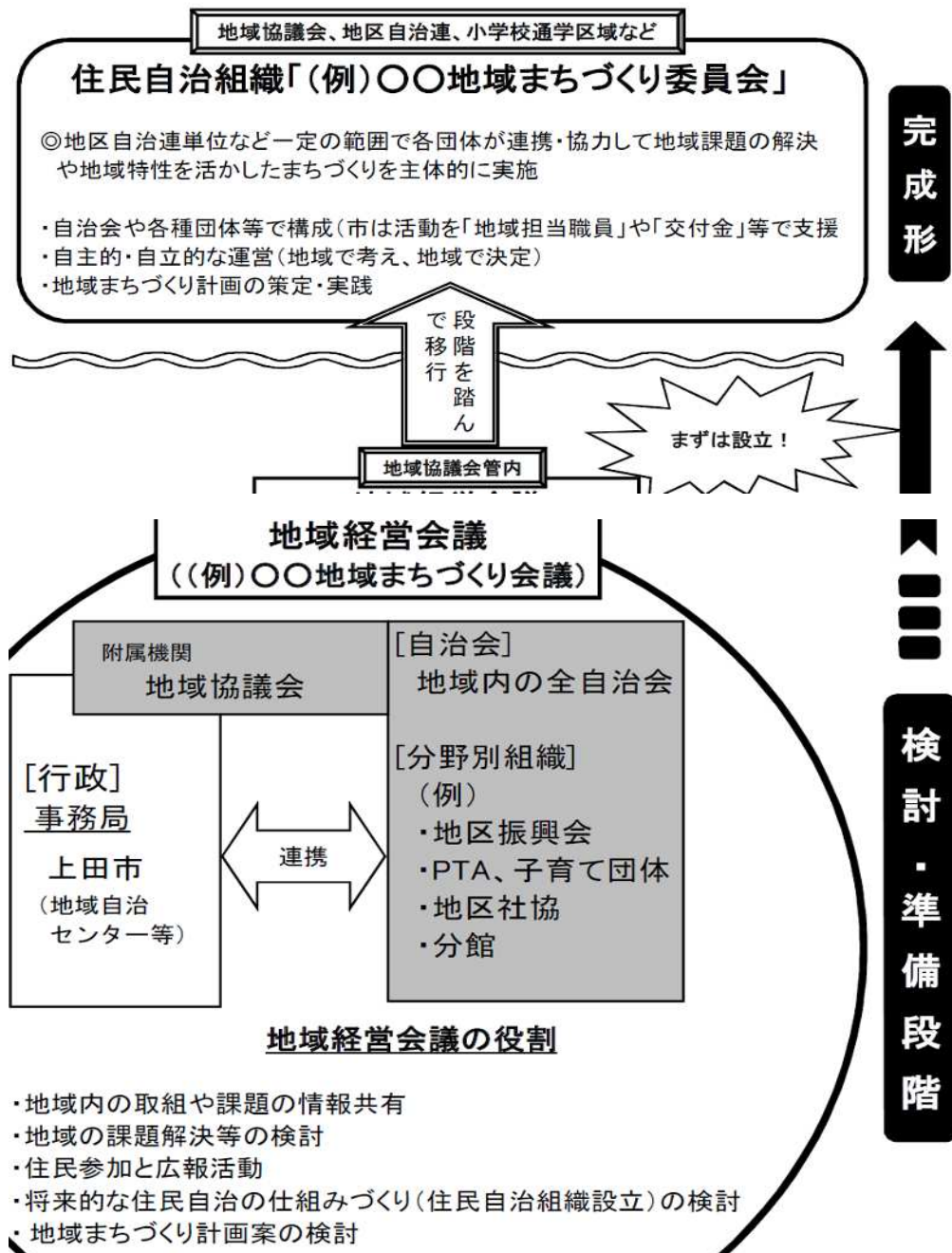
この交付金は住民自治組織で取り組む事業の財源の一つとして御活用いただきたいと考えています。

詳細については今後検討していきますが、当面、わがまち魅力アップ応援事業など既存の助成事業での支援を行います。

（出典：上田市役所 市民参加協働推進課）

地域まちづくり組織のイメージ

(地域経営会議から住民自治組織へ)



(出典：上田市役所 市民参加協働推進課)

最後に、

本市は、大正 14 年に市制を施行し、近隣の村との合併を経て、現在の西宮市域を形成しております。行政区域の区分として、津門、今津、浜脇、用海、香栢園、安井、夙川、北夙川、苦楽園、神原、甲陽園、広田、大社、平木などの本庁地区と、鳴尾、甲東、瓦木、塩瀬、山口の五つの地区に区分されております。

これまでは、本庁地区には、支所が担う地域とつながるという機能がありませんでした。今年度、ようやく、市民局にコミュニティ推進部、地域担当課が新設され、各支所と連携し地域課題を解決する地域サポート体制が整備されました。

西宮市は、山、海、川、そして、沿岸部、山村部、あるいは商業地帯、住宅地、農村地帯と、多面性、多様性も本市の特徴の一つです。

この地域ごとの違いを認識し、地域に合った支援策を考える必要があります。

これまでのような全市的画一的な手法（施策）だけでは、「特色ある地域づくり」「地域固有の課題解決」は、実現できない。

地域固有の課題解決や地域独自の施策を推進するためには、これまでの縦割りを解消し、地域・住民と協働し地域分権を推進しなければなりません。また、地域住民が、参画と協働に取り組む手法を検討する必要があります。

地域とのかかわりを機能的にみれば、自主防災組織と繋がる防災危機管理局、自治会活動と繋がる市民局、民生委員活動と繋がる健康福祉局、環境衛生協議会と繋がる環境局、また、地域住民の学習の場である公民館活動と繋がる教育委員会と、参画と協働の名の下、それぞれの部局の縦割り支援が存在しています。

各々、個別に持ち込まれる支援メニューが、本来、地域支援活動であるはずが、受け手である地域に負担を掛ける結果になります。

しかし、ベースとなる地域で考えれば、ともに、「参画と協働」を標榜する各行政部署が、緊密に連携できるスキームを創ることで縦割りの解消ができると思います。

長野市は、支所が 27 ヶ所あり、本庁管轄の 5 地区と合わせ 32 ヶ所の地区で、住民自治協議会が発足しております。

住民自治の成り立ちには、本市との違いはありますが、西宮市らしい住民自治を、考える上でとても参考になりました。

上田市は、市町村合併から 11 年を経たばかりで、合併を契機に旧上田市にある 3 支所と本庁 3 地区と合併した 2 町 1 村の 9 地域に地域自治センターを設置しています。

9 つの地域全てに地域協議会を設置しています。

地域協議会は、各地域団体や自治会連合会などから委員を募り 20 人の委員で構成しています。地域協議会は市の附属機関との位置付けを持っており、市の総合計画の諮問を受けたり、答申や意見、提言を行っています。委員は、非常勤特別職との位置付けを持っています。

これまでの 10 年間で 3 ステージが終了し、現在ステージ 4 まで来ています。

ステージごとに期間と到達目標を掲げ進めています。

ステージ4は、住民自治組織の発足と地域担当職員の配置が目標です。

最終段階への手法として、住民自治組織発足の準備委員会的な目的から地域経営会議を立ち上げています。構成委員は地域協議会メンバーはじめ団体や自治会連合会で構成しています。また、地域担当職員は住民自治組織の発足の推進役として配置しています。

上田市は、西宮市と成り立ちや支所機能や実態に似かよった点もあり、地域の参画協働の手法やステージごとの取り組みやがとても参考になりました。